

熊本市南区キャラクター等の使用に関する要綱

制定 令和5年10月17日南区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、熊本市南区キャラクター「とまみい」、「はまっち」、「きゅうりん」及び「なすびー先生」等（以下「南区キャラクター等」という。）のイラスト（イラストから製作した立体物を含む。以下同じ。）の使用について必要な事項を定めることにより、南区の魅力発信及びまちづくりの推進に活用するものとする。

(基本デザイン等)

第2条 南区キャラクター等のイラストは、別表のとおりとする。

2 南区キャラクター等のイラストの著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に掲げる権利を含む。）は、全て熊本市に帰属する。

(使用申請)

第3条 南区キャラクター等を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 法人（会社等）又は団体（以下「法人等」という。）

(2) 個人

2 前項の規定にかかわらず、前項第1号に掲げる法人等（法人等の代表者及びその役員を含む）及び前項第2号に掲げる個人が、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94条）第2条第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者である場合は申請を認めない。

3 第1項の規定により、南区キャラクター等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて市長に提出し、その許可を受けるものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、イラストの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用申請は要しない。

(1) 市の機関が使用する場合

(2) テレビ若しくはインターネットの番組又は新聞若しくは雑誌の紙面等の制作者が、報道目的以外の放送又は記事等に使用する場合

(3) 市が後援するイベント等の主催者が、イベント等の告知物又は記録物を作成する場合

(4) 著作権法に定める著作権の制限に該当する場合

(使用の許可)

第4条 市長は、前条第3項の規定により申請書の提出があったときは、その内容について審査し、適当と認める場合は、使用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要な条件を付することができるものとする。

(使用の不許可)

第5条 市長は、第3条の規定による使用許可申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合

(2) 南区キャラクター等の趣旨に反するおそれがある場合

(3) 特定の政治、思想及び宗教の活動に使用する場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が使用を不適当と認める場合

2 前項の規定により南区キャラクター等の使用を許可しないときは、使用不許可通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 第4条の規定により、南区キャラクター等の使用許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 商標法（昭和34年法律第127号）第5条の規定に基づく商標登録出願を行うことはできないこと。

(2) 第4条第2項の規定により付された条件に従って使用すること。

(使用許可の取消し)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、南区キャラクター等の使用許可を取り消すこと

ができる。

- (1) この要綱に基づく規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により使用許可を取り消された者に対して使用物件の回収を求めることができる。この場合において、使用物件の回収等、使用許可の取消しに伴い発生する費用の一切は、許可を取り消された者が負担するものとする。

(使用料)

第8条 イラストの使用料については、無料とする。

(その他)

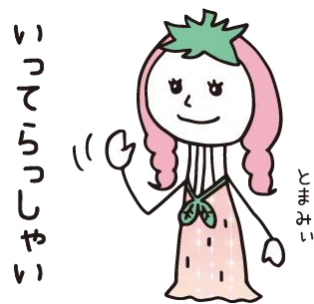
第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

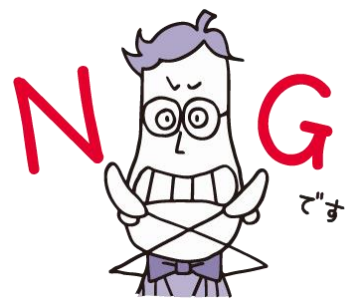
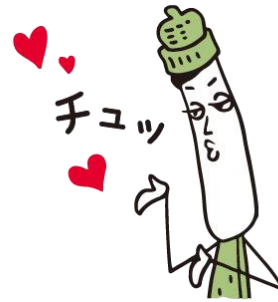
附 則

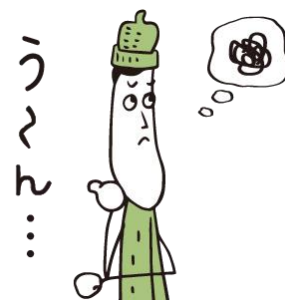
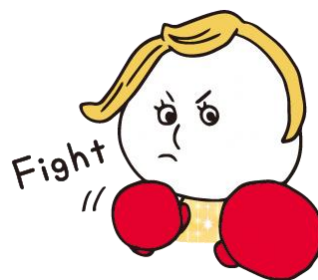
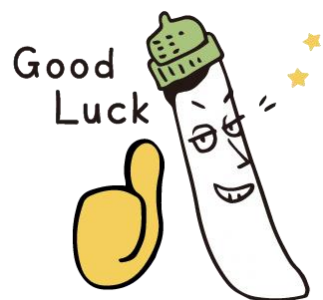
この要綱は、令和5年10月17日から施行する。

別表（第2条関係）

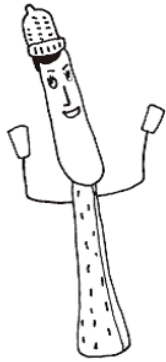
おはよう  とまみい	 なすびー先生 こんにちは
 いこまこは さゆりん	おやすみ  はまっち
ありがとう 	お世話になりました  ペコリ
 いこまこは グー	 いまま 向かってます!!
 やったー	おつかれ  さまです











MINAMI-KU



MINAMI-KU

南
い
ま
い
ま

年 月 日

熊本市南区キャラクター等の使用申請について

記

[illegible]

南総企発第 号
年 月 日

使用許可書

様

熊本市長 印
（南 区 役 所 総 務 企 画 課 扱 い）

熊本市南区キャラクター等の使用については、次の条件を付して許可します。

（許可条件）

- 1 申請に基づき許可された用途以外には使用しないでください。
- 2 熊本市南区のキャラクター等であることがわかるような表示をするかについて、事前協議をしてください。
- 3 デザインの背景は基本的なイメージを損なわないよう十分配慮してください。
- 4 デザインデータを忠実に使用してください。
 - （1） デザインの一部を修正したり、加筆したりしないでください。（余白のトリミングを除く。）
 - （2） 提供したデータのデザインの色は変更しないでください。
 - （3） 提供したデータのデザインのサイズを拡大・縮小して使用する場合は、縦横比は変更しないでください。
- 5 製作に際しては、校正（補正）の時点で南区役所総務企画課と事前協議をしてください。
- 6 商品広告・販売等する際には、本市が委託して販売していると誤解を与えることがないようにし、価格や販売方法などに十分配慮してください。（事前に協議してください。）
- 7 許可後であっても、許可条件に違反し、又は使用形態が不適切であると本市が判断した場合には、許可を取り消すことがあります。この場合、許可の取り消しにより生じた損害等について、本市は一切その責を負わないものとします。

南総企発第 号
年 月 日

使用不許可通知書

様

熊本市長 印
（南 区 役 所 総 務 企 画 課 扱 い）

熊本市南区キャラクター等の使用については、次の理由により許可できませんので通知します。

（不許可の理由）